

議第148号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京都市長 門川 大作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 納屋町商店街地区の項の次に次の4項を加える。

向島ニュータウン駅前商業地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画（以下「向島ニュータウン地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区として区分された区域
向島ニュータウンセンター商業地区	向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてセンター商業地区として区分された区域
向島ニュータウン高層住宅地区	向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において高層住宅地区として区分された区域
向島ニュータウン低層住宅地区	向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において低層住宅地区として区分された区域

別表第2 納屋町商店街地区の項の次に次の4項を加える。

向島ニュータウン駅前商業地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 葬祭場</p>
向島ニュータウンセンター商業地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 葬祭場</p>
向島ニュータウン高層住宅地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) 倉庫（建築物に付属するものを除く。）</p> <p>(7) 葬祭場</p>
向島ニュータウン低層住宅地区	容積率の最高限度	10分の20
	建築物の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

向島ニュータウン地区に係る地区計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。